



Title	女性の職業のパイオニア：フランス第三共和政前半の女性小学校教師
Author(s)	松田, 祐子
Citation	パブリック・ヒストリー. 2018, 15, p. 1-18
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/68027
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

女性の職業のパイオニア

フランス第三共和政前半の女性小学校教師

松田祐子

はじめに

フランスでは、第三共和政初期の 1870 年代末に、大革命以来続いていた政治的・社会的混乱がようやく落ち着き、共和主義体制が確立した。女性たちに目を向ければ、フェミニズム運動が盛り上がり、ナポレオン民法典（1804 年）において未成年者と規定されていた女性たちは、離婚の復活、自分の財産を自由に使う権利、子供の父親の認知権などの民事権を獲得しはじめていた。この状況において、ブルジョワ階級の女性たちの人生にも様々な可能性が生まれた。一方では、主婦や母親の役割に大きな価値が付与されるが、他方では、それまで報酬を得る仕事をするのが難しかったブルジョワ女性たちが専門職に進出していく。彼女たちは官公庁や大企業、郵便局、新聞社、電話局などに就職し、さらには医者や弁護士として活躍する者もでてきた。なかでもブルジョワ女性たちが就いた職業のうち、最も多くの女性を選択し、最も議論の多かった専門職は教職であった。

第三共和政期における中産階級女性の社会進出については、いくつかの研究がある。例えばギー・チュイリエとデルフィーヌ・ガルデは官公庁や大企業でタイピストや速記者として雇われるようになった事務職員について、スーザン・バックラックは郵便局員、電信・電話局の女性について、ジュリエット・レンヌは、医師、弁護士、大学教授などの専門職に就くようになった女性について書いている。また、シルヴィ・シュヴァイツァは、女性⁽¹⁾は常に働いていたがその労働は不可視だったと述べている。フランスの女子教育史についての包括的研究は、主として修道院寄宿学校についてのフランソワーズ・マイユール⁽¹⁾のものがあ⁽¹⁾り、一方レベッカ・ロジャーズは世俗女性経営の寄宿学校の役割を明らかにしている。リンダ・L・クラークは主と

(1) Guy Thuillier, *Les femmes dans l'administration depuis 1900*, Presses Universitaires de France, 1988; Delphine Gardey, *La dactylographe et l'expéditionnaire. Histoire des employés de bureau 1890-1930*, Belin, 2001; Susan Bachrach, *Dames Employées: The Feminization of Postal Work in Nineteenth-Century France*, Institute for Research in History and The Haworth Press, 1983; Juliette Rennes, *Le mérite et la nature. Une controverse républicaine: l'accès des femmes aux professions de prestige 1880-1940*, Fayard, 2007; Sylvie Schweitzer, *Les femmes ont toujours travaillé: Une histoire du travail des femmes aux XIX^e et XX^e siècles*, Editions Odile Jacob, 2002.

して教科書を用いて当時の初等教育の教育内容を追っている。ミシェル・フリアンは、世紀末の女性を扱う本の中の一章を、女性の解放と関連する女子教育と女性教師に充てている。⁽²⁾

日本における第三共和政前半のフランスの女子教育についての研究は、すでに 1990 年に栖原弥生が中等教育・高等教育が女性にも開かれていった過程を取り上げている。また第三共和政期に高等教育を目指した女性たちについては上垣豊の論稿がある。小学校の女性教師を扱っている研究はほとんどないが、上垣豊がフランス近代教育史を網羅する本のなかの「第三共和政初期の師範学校改革」の部分で、女子師範学校と女性教師について少し触れている。女子に限らない小学校教師と師範学校については、谷川稔の著作がよく知られている。フランスの教育史全体の流れを追うのには、梅根悟監修『世界教育史体系 10 フランス教育史Ⅱ』が有効である。第三共和政期の教師養成に関する一連の法律や議会での議論を検討するものはいくつかあるが、本稿では、師範学校成立法についての尾上雅信の一連の論文を参照した。⁽³⁾

本稿では、これらの先行研究を参考にしつつ、困難や障害に遭遇しながらも、それを乗り越え、今日に続く働く女性のパイオニアとして職業活動を切り開いていった当時の女性教師の実態とイメージを明らかにしていきたい。前半では、女性の仕事としての教職の意味、教職につくための資格や免状の種類とその役割、それを獲得する方法、女子師範学校の生活、女性教師の待遇などを、後半では、女性教師たちがどのように見られていたのか、女性教師の日常、彼女たち自身の考え、意識を検討する。

史料としては、女性誌『ラ・モード・プラティク』に掲載された職業ガイドの連載コラム、⁽⁴⁾ 女性のための職業ガイドブック、学校・免状・資格、入学試験、資格取得試験を紹介するテキストブック、⁽⁵⁾ 『両世界評論』誌に掲載された女性教師についての評論を、またゴンクール賞作家レオン・フラピエの小説『田舎の女性教師』と、⁽⁶⁾ 『政治文学年報』誌に掲載されたこの小

(2) Françoise Mayeur, *L'Éducation des filles en France au XIX^e siècle*, Hachette, 1979; Rebecca Rogers, *From salon to the Schoolroom: Educating Bourgeois Girls in Nineteenth-century France*, The Pennsylvania State University Press, 2005; Linda J.L. Clark, *Schooling The Daughters of Marianne. Textbooks and The Socialization of Girls in Modern French Primary Schools*, State University of New York Press., 1984; Michèle Friang, *Femme fin de siècle 1870-1914: Augusta Holmès et Aurélie Tidjani ou la gloire interdite*, Les Éditions Autrement, 1998.

(3) 栖原彌生「女子リセの創設と『女性の権利』」谷川稔他著『規範としての文化——文化統合の近代史——』平凡社、1990年；上垣豊「ラテン語の障壁を乗り越えて—第三共和政期フランスにおける女子高等教育」香川せつ子／河村貞枝編『女性と高等教育』昭和堂、2008年；上垣豊『規律と教養のフランス近代——教育史から読み直す——』ミネルヴァ書房、2016年；谷川稔『十字架と三色旗——もう一つの近代フランス——』山川出版社、1997年；谷川稔『司祭と教師——19世紀フランス農村の知・モラル・ヘゲモニー——』谷川稔他著、前掲書；梅根悟監修、世界教育史研究会編『世界教育史体系 10 フランス教育史Ⅱ』講談社、1975年；尾上雅信「フランス第三共和政初期の教師養成改革に関する考察——1879年師範学校設置法の成立過程を中心に——」(1) - (6)『岡山大学教育学部研究集録』第134-140号、2007-2009年。

(4) Paul Mimande, «Carrière et professions féminines», *La Mode Illustrée, Journal de la Famille*, dec. 1902-mai. 1904.

(5) Georges Régnal, *Comment la Femme peut gagner sa vie*, Taillandier, 1908 (Reprinted par Rwink Book, 2017), pp.1-2.

(6) Alexis Lemaistre, *Nos jeunes filles aux examens et à l'école: Texte et dessins d'après nature*, Librairie Firmin-Didot et C^{ie}, Paris, 1891.

(7) Maurice Talmeyr, «Les femmes qui enseignent» *Revue des Deux Mondes*, n°141, 1er juin 1897.

(8) Léon Frapié, *L'Institutrice de province*, Édition Illustrée, Arthème Fayard, 19-- (orig. 1897).

説についての記事およびこの雑誌記事に応えた男女の教師たちの証言をみる。なお、この記事と教師たちの証言は、ダニエル・デロム、ニコル・ゴルト、ジョジアンヌ・ゴンチエ編著『最初の世俗の女性教師』の中におさめられているものを用いた。⁽⁹⁾

1 ブルジョワ女性の職業、女性にとって教職の重要性

19世紀末から20世紀初頭のフランスでは、結婚するにあたって女性が持参金を持っていくのが慣例であった。しかし1880年の不況にみまわれて、あるいは世襲財産の分割によって貧困化した中小ブルジョワジーのなかには、自分の娘に持参金を用意できず、娘自身が職業に就き自活しなければならない状況が生じていた。独身女性の増加が顕著になってくるにつれ、「娘が結婚できないならば親は他に生きる手段を与える義務があり、経済的自立を保証しなければならない」という論調が広がり始めた。⁽¹⁰⁾つまり職業を持つという選択肢が中産階級の女性が生きていくための手段のひとつとして、受け入れられ始めたのである。

同時に、働く女性が増加するのにしたがって、女性の労働に対する社会の偏見も薄らいでいった。ジャーナリストのジョルジュ・レニャルは、1908年に女性のための職業ガイドブック『女性はどうやって生活費を稼ぐことができるか』を出版し、「昔は上流階級では、女性が働くことは地位の失墜であるとみなされていた、(…今では)、だんだん働く女性を称える傾向にある」と述べている。⁽¹¹⁾この頃、女性のための職業の紹介や評論がブルジョワ階級向けの女性誌に何度も掲載された。それらは女性が活躍する、あるいは就くことのできる職業を挙げて、就職のために必要な教育水準、獲得すべき資格、学校、見習い期間、給料、待遇等についての情報を提供している。⁽¹²⁾中でも女性誌『フェミナ』がおこなった1906年11月から翌年の2月にかけて、「あなたはどの職業を選びますか？」と題するアンケート調査は、作家、弁護士、医者などの自由業、そして伝統的に女性の仕事とされていたお針子、刺繍工、看護婦、小間使い、乳母、さらには、この時代の新しい職業であるタイピストや電話交換手など、全部で32種の職業を挙げて女性たちに投票を促した。このアンケートでブルジョワ女性たちが選んだ人気の職業トップ3は作家、医者、弁護士であった。これらは、現実には特別な才能のある人でないかぎり従事するのは難しいものであることから、彼女たちが職業選択をどの程度自分の問題として捉えていたかは疑問であるが、全部で8747票もの回答が寄せられたことは、ブルジョワ女性たちの職業への関心の高さを示している。

女性の職業をもっと現実的に捉え、実際の就職に役立つような記事を掲載したのは、『フェ

(9) Danielle Delhome/ Nicole Gault/ Josianne Gonthier, *Les Premières Institutrices laïques: documents*, Mercure de France, 1980.

(10) Thuillier, *op. cit.*, 1988, pp.26, 27; Rennes, *op. cit.*, p.24.

(11) Régna, *op. cit.*, pp.1, 2.

(12) 管見の限り、女性誌『フェミナ』には、1901-1911年の間に女性の職業や学校を紹介する記事が約40回掲載されている。*Femina*, 15 mars 1901-15 juin 1911.

(13) «Voici Quels sont les métiers préférés!», *Femina*, 15 novembre 1906-15 février 1907.

ミナ』誌よりは幅の広い階層の読者を持っていた『ラ・モード・イユストレ』誌である。この雑誌は、ブルジョワ女性向けのモード誌でありながら「女性のキャリアと職業」と題するコラムを1902年12月7日から1904年5月にかけて全25回連載した⁽¹⁴⁾。執筆者は『コレスポンダン』誌や『両世界評論』誌の共同執筆者であり、社会問題や慈善問題の専門家であったポール・ミマンドである。彼は「社会が進歩し仕事をする女性たちが増加するなかで、教育を受け知的で立派な家庭の若い娘が、自分が育ちそこに残るはずである階級から脱落するという痛ましい状況に陥ったり、あるいは道徳的に有毒な空気に身をさらしたりするのを避けることのできる望ましい職業は何か？」という問に答えるために記事の執筆を引き受けた。彼が娘たちのための職業を選択する基準は、1.「社交界から身をおとすことがない」、2.「労働の量にみあった報酬」である。この原則にしたがってミマンドが選択した職業は、政府の雇用（商業省、公共事業省、財務省、公教育省）、大公共企業の雇用（フランス銀行、不動産銀行、クレディ・リヨネ、ジェネラル商会、鉄道）、社会福祉施設であった⁽¹⁵⁾。そしてそれらの職業の仕事内容、就職するには何をすべきか、どのような資格がいるのか、給料はいくらか、その他手当はつくか、問い合わせ先はどこか等を詳細に解説している。

実際に、これらの官公庁や大企業に雇用される女性の数は増加していて、企業の「女性化」がすすんだ⁽¹⁶⁾。しかしなんといいても、中産階級女性の雇用を吸収した最も重要な組織は、フランス全土に広がる公教育機関であった。

2 第三共和政における女性公立小学校教師の創出

フランス革命期から19世紀を通じて、教育は国家の問題として何度も検討され、法律が發布され、改革が行われてきた。しかしながら女子教育については19世紀後半まで、家庭内教育か修道女に任されたままであった。国家による最初の公教育を定めた1833年のギゾー法は、人口500人以上の各市町村に初等学校の開設を義務付けたが、女子教育に関しては無駄であるとして切り捨てられた。1838年に女子師範学校が作られるが、その教育は、世俗の人材がいなかったため、修道女に任されていた。6歳くらいから結婚適齢期までの貴族やブルジョワジーの娘たちを受け入れていた修道会や世俗の女性が経営する女子寄宿学校（pensionnat）における上級水準の教育は、外からやってきた男性の教授（professeur）が行い、生徒の復習を手伝い授業の監督をするためには女性副教師（sous-maitresse）が雇われていた。1837年において女性副教師になるには、17歳以上で宗教と道徳の教育を受け、裁縫あるいは現代語といった選択科目の知識さえ持っていればよかった。彼女たちの収入は年間200フランに満たず、召使の給

(14) Mimande, op. cit., dec. 1902-mai. 1904.

(15) Mimande, op. cit., 7 dec. 1902.

(16) 「女性化」の言葉が現れたのは、1892年に郵便局が最初の女性の採用を始めたときからである。Garday, op.cit., p.56.

金よりも少なかった。⁽¹⁷⁾

1850 年のファルー法で、住民 800 人以上の市町村に公立の女子小学校ができることになったが、修道会が発行する「服従証明書」(lettre d'obédience) を教員免許状として認めたために、女性教師といえば修道女という状況であった。⁽¹⁸⁾ 教師の役割を担うのが報酬とはなじまない修道女であったため、女性教師には最低賃金の保障もなかった。⁽¹⁹⁾ 女子寄宿学校は、パリ近郊では世俗の学校が多かったが、フランス全体では、1864 年の統計でセーヌ県とその他 6 つの県を含まない全地域で 3 分の 2 以上が修道会の経営する学校であり、公権力の関与は難しかった。⁽²⁰⁾

第三共和政になり、初等教育の無償・義務・世俗を規定したフェリー法 (1881 年, 1882 年) を根幹とする 1880 年代の一連の教育改革によって、女子が公的教育制度に組みこまれることになった。19 世紀のフランスは、共和主義者と教会による熾烈な主導権争いで知られるが、⁽²¹⁾ 1880 年に、修道院長が修道者に付与していた「服従証明書」を教員免許とすることが廃止され、学校の世俗化が推し進められた。公立小学校の教師は 1886 年からの 5 年間で聖職者から世俗の教師に置き換えられることになった。フランスの隅々にまでつくられる公立小学校に世俗の教師を派遣しなければならない。教員免許取得を可能にする高等小学校や女子師範学校が創設され、女性教師の数も増加していったのであるが、その養成がおいづかなかった。男子の師範学校はギゾー法以来の改革によって、第三共和政成立期までにほぼ全県に設置されていたが、女子師範学校は 1878 年初めにおいても、まだ 18 校しかなく、男子師範学校 79 校に対してきわめて少なかった。したがって 1879 年 8 月 9 日の師範学校設置のための法律 (ポール・ベール法) は、基本的には不足する女性教師養成を目的としており、発布後の 4 年間に各県に女子師範学校の設置を義務付けていた。⁽²²⁾ 女子の学校ではポストが空くのに応じて修道女から世俗の女性教師にかわった。しかしながら 5 年の移行期間に引き継ぎを終えることができなかった。⁽²³⁾

19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて、女子教育に関係する多種多様な学校、免状、資格、試験が相次いで創設された。1897 年 6 月に、作家で多くの新聞や雑誌に寄稿している保守系の論客モーリス・タルメイが『両世界評論』誌に執筆した女性教師についての論文には、女性教師の世界が「恐ろしく複雑に細分化されており、無限に分類されている組織」であると書かれている。タルメイは、学校の種類と教師のタイトルの多様さ、それぞれのタイトルに対応する

(17) Delhome et al., *op. cit.*, p.18.

(18) 栖原、前掲論文、274 頁。

(19) Delhome et al., *op. cit.*, p.21.

(20) 但し、前田更子によると、パリには独自の規定があり寄宿学校は県知事の監督下におかれていた。前田更子「19 世紀フランスにおける寄宿学校の娘たち」水井万里子他編『世界史のなかの女性たち』勉誠出版、2015 年、39-41 頁。

(21) 共和主義者と教会の主導権争いについては主に以下を参照。谷川、前掲書；栖原、前掲論文。

(22) 尾上、前掲論文 (i)、14-16 頁。

(23) Delhom et al., *op. cit.*, p.25.

多数の資格と試験の種類を挙げて、「大混乱になるほどである」と言い、「1896年にパリの教師志望の女性たちが受けた選抜試験は67種類もあり、あまりにも過剰であり、試験場所も多いので、もはやどこで受けるべきかわからない」とその混乱ぶりを伝えている⁽²⁴⁾。

このように、教育制度は、当時の人々にとっても複雑でわかりにくいものであった。イラストレーターであり学校やアカデミーに詳しいアレクシス・ルメストルの『試験と学校に臨む若い娘たち—写実的な文と挿絵』と、1902年から1904年にかけて『ラ・モード・イリュストレ』誌に連載されたポール・ミマンドのコラム「女性のキャリアと職業」は、この教育制度をわかりやすく解説・紹介しようと試みている。ルメストルの本は次節で取りあげる初等教育組織法（ゴブレ法）が制定されてから5年後の1891年に出版され、試験会場や学校の風景、志願者や生徒の会話、試験官や教師の質問などを臨場感のある文章とイラストで生き生きと描いている⁽²⁵⁾。また、その10年後に書かれたミマンドのコラムは全25回のうち15回を教職のガイドに充てており、公教育機関への就職について「極めて重要な部分にとりかかる。(…)このテーマは皆が知らなければならないものであるが、ほとんど誰も現実を知らない。公教育に関する法律、法令、規則は様々であり、何度も変更され、廃止され、補足され、時には元に戻る⁽²⁶⁾」と述べている。こちらは教師になるための条件や教師になってからの待遇に詳しい。

3 女子初等教育の制度的枠組み、教員免許と資格

当時、女子初等教育制度の枠組みはどのようなになっていたのだろうか。その基礎となる法律は、1886年に制定された教員の資格制度および任用制度を整備し確定した初等教育組織法（ゴブレ法）である。この法律の主な内容を以下にあげる。(1)初等教育の範囲を、①幼稚園と幼児学級（Écoles maternelles et classes enfantines）、②小学校（Écoles primaires élémentaires）、③高等小学校と小学校高等学級すなわち「補完講座」（Écoles primaires élémentaires supérieures et classes d'enseignement primaires supérieures dites «cours complémentaires»）、④職業訓練学校（Écoles manuelles d'apprentissage）⁽²⁷⁾の4種類に決め、さらに公立と私立に分類する。(2)各学校は原則として男女別学とされ、女子校と共学校は女性教員が、男子校は男性教員が担当する。(3)公立学校の教育は世俗教員に任される。(4)教師になるには初等教育資格免許状（brevet de capacité pour l'enseignement primaire）が必要である。(5)教員は試補教員（instituteur(trice) stagiaire）と正教員⁽²⁸⁾（instituteur(trice) titulaire）に分けられる。

ところで、試補教員とは上級免許（brevet supérieur）を持ち就任期間二年未満の新人のことで、正教員になるには研修期間を経て教育適性資格（certificat d'aptitude pédagogique）を取得し、県

(24) Talmeyr, op. cit., p.634.

(25) Lemaistre, op.cit.

(26) Mimande, op.cit., 7 mars 1903.

(27) Ibid., 10 mai 1903.

(28) 尾上、前掲論文（6）、125頁。

評議会の受け入れリストに記載されることが必要である。⁽²⁹⁾ また上記の法律には書かれていないが、1881年6月16日の法律には、助教員 (instituteur(trice) adjoint(e)) という地位も言及されている。そこには「初等教育資格免許状を所持しないものは、公立もしくは私立学校において、男女正教員、学級担任の男女助教員の職務を遂行することはできない」とある。つまり教員が正教員と試補教員に規定された後も、ファルー法にあった正教員、助教員という区分が残されたのである。⁽³⁰⁾ 助教員の地位にいる者のなかには、正教員の資格を所持している助教員、試補段階の助教員、基礎免状のみを所持している助教員等がいた。⁽³¹⁾

公立学校あるいは私立学校で何らかの職につくためには、1. フランス人であること、2. 法律で定められた年齢に達していること、3. その職にふさわしい能力の資格をもっていること、が基本条件である。年齢は、教員は17歳、小学校の校長は21歳、高等小学校とは寄宿生を受け入れる学校の校長は25歳、視学官は状況によって30歳または35歳となっている。⁽³²⁾

次に教員になるための免許であるが、その種類は多い。全ての資格・免状の出発点となるのは、基礎免状 (brevet élémentaire) である。免状 (brevet) とは学識を有していることを公に認定するものであり、1836年に法制化された。第二帝政下では自分で生活費を稼ぐ必要がない上流階級の娘たちの間で免状を持つことが流行した。一方1890年代においては、商店の会計掛、鉄道、郵便局、電信電話局、公共事業にもかかわる大銀行クレディ・リヨネの職員などは皆、基礎免状を持っていた。⁽³³⁾ これは17歳以上で、筆記試験、実技試験、口頭試問の3段階の試験に合格すれば取得できた。

教職に就く場合、助教員には基礎免状のみでもなれるのだが、実際には上級免状がなければ、難しかった。レオン・フラピエのゴンクール賞受賞小説『母の手』の主人公ローズが、大学入学資格保持者 (bachelière) で学士 (licenciée) であるのに、上級免状を持たないため、幼稚園の用務員の仕事しか得ることができないのはこのためである。⁽³⁴⁾ 上級免状は18歳以上であり、基礎免状を保持し、筆記試験と口頭試問に合格することで取得できた。

正教員になるには、師範学校に入るという道があるが、これについては後述する。それとは別の道は、上級免状を取得した後に初等教育機関で試補教員として最低2年間の実務経験を積み、さらに教育適性資格を取得し、県評議会の受け入れ名簿に記載されるという方法である。正教員に任命されるのに必要とされた教育適性資格は、この時期にたくさん作られた裁縫教育、

(29) 同上、129頁。

(30) 同上、125頁；梅根監修、前掲書、131頁。

(31) 例えば、フラピエ著『田舎の世俗の女性教師』の主人公であるルイーズ・シャルドンは、試補助教員 (institutrice adjointe stagiaire) として赴任している (Frapié, *op. cit.*, p.7)。また同じくフラピエ著『母の手』で主人公が努める幼稚園には、師範学校卒の助教員と基礎免状のみの助教員が登場している。レオン・フラピエ著、深尾須磨子訳『母の手』平凡社、1934年（原題は *La Maternelle*, 1904）、31、261頁。

(32) Mimande, *op.cit.*, 10 mai 1903.

(33) Lemaistre, *op.cit.*, p.60.

(34) フラピエ著、深尾訳、前掲書、7頁。この小説については、天野知恵子「第三共和政期フランスの保育学校：レオン・フラピエ『ラ・マテルネル』の分析を中心に」『愛知県立大学外国語学部紀要』第47号、2015年、83-102頁を参照。

家事教育、体育教育、デッサン教育などの適性資格と同列の、職務に応じた適性資格 (certificat) のひとつであり、知識だけでなく、教員が担当する教育内容の教え方を習得していることを確認するものである。⁽³⁵⁾ 教育適性資格の取得試験は、足切のための筆記試験、幼稚園か小学校での実技試験、幼稚園か小学校の管理と方針についての口頭試問からなっていた。ここまできてようやく、ユニヴェルシテ (フランス全教員団) の一員となることができた。しかし教育適性資格を取得し県評議会の名簿に記載されたとしても、ポストが空くまで長い間待つことになった。⁽³⁶⁾

次は師範学校を経て正教員になる道について述べる。第三共和政は初等教育に関する権限を国家に集中させると同時に、職能や資質にすぐれた教員養成をめざしていた。⁽³⁷⁾ そのための政策として共和国政府は各県に2校、1つは男子の、もう1つは女子の師範学校を置き、師範学校卒業生を優先的に公立学校教員として任用した。師範学校では、3年間の在学期間が2年間の試補期間に充当するとされ、3年目の就学期間の終わりに、全員教育適性資格とあわせて上級免状の取得試験を受けることが義務付けられていた。⁽³⁸⁾

師範学校志願者は17歳以上であること、基礎免状を持っていることが条件である。入学者は選抜試験によって選ばれ、就学期間は3年間であった。さらに「10年間は教員として奉仕する誓約書」と「自分の意志で退学したり、退校処分になったりした場合、父親か後見人が授業料と生活費を返却することを約束する誓約書」を提出しなければならない。⁽³⁹⁾ ルメストルは「師範学校に入る決心をするのは軽々しいことではない。(…) 10年間は公教育に留まらなければならない、もし思い違いをしていたり、『天職』ではないと気づいたら取り返しのつかない不幸になることが多い！」とこの条件に注意を促している。

しかしいづれにせよ、師範学校に入れば無償で教育学、道徳、心理学等が学べるうえに、付属の小学校か幼稚園で実習ができることも魅力だった。学生たち——「生徒先生 (élève-maitresse)」——は、健康的な食事と衛生に注意を払い、細かくきめられた生活時間割に沿って、規則正しく秩序だった単調な生活をおくった。⁽⁴⁰⁾ つまり師範学校卒業生は、上級免状や教育適正資格取得のための勉強を有利にすすめることができ、将来は優先的に小学校の正教員から高等小学校の正教員に任命され、さらに上のランクの仕事をめざすこともできた。⁽⁴¹⁾

師範学校で学んだ小学校教員は共和国の「世俗の司祭」として「非宗教」を広める使命をもつとされていたが、⁽⁴²⁾ 女子師範学校もちろんこの方針に従っていた。パリのバティグノール女子師範学校の正面玄関には R.F. (フランス共和国) の文字が描かれた鉄のプレートがぶら

(35) Lemaistre, *op. cit.*, pp.126-127.

(36) Mimande, *op. cit.*, 21 juin 1903.

(37) 尾上、前掲論文 (6)、130 頁。

(38) Mimande, *op. cit.*, 26 juillet, 1903 ; 梅根監修、前掲書、168 頁。

(39) *Ibid.*, 26 juillet, 1903.

(40) Lemaistre, *op. cit.*, p.356.

(41) *Ibid.*, p.354.

(42) 谷川、前掲書、190-194 頁。

下げられ、面会室には革命のシンボルであるフリジア帽をかぶったマリアンヌの胸像が置かれていた。ここを訪れた前述のタルメイは、「バティグノル女子師範学校は『非宗教』である。(…) 穏健な共和国ではなく、コカルド（三色徽章）とボネ（赤いフリジア帽）を身に着けた革命の共和国である」と述べ、女生徒たちの部屋の中に宗教上のほんの小さな印さえも見あたらないことに驚く。「寒々として空っぽ、すべてが清潔で整っており、ワックスをかけて磨かれ、冷淡なまでに左右対称で細部まで同じ」であったこの学校に、タルメイは、まるで修道院のような拒絶されるような感覚を覚え、「これは神のいない修道院である。赤い修道院である！」と叫んでいる⁽⁴³⁾。

女子師範学校の制服は、無地のカシミアあるいは羊毛の綾織の黒いドレス、無地のスカート、無地のブラウス、学校モデルに正確に沿って作られた黒い綾織布のコートであった。また、黒いエプロンに「襟ぐりの小さい胸当て布とボタン留めの袖がつく」ことが決められていた⁽⁴⁴⁾。女子師範学校はまるで修道院のようであり、世俗の女性教員は修道女と見間違うほどであった。

試補期間を経て、あるいは師範学校卒業によって教育適性資格を取得した後、初等教育機関に配属された女性教員は、助教員 (*Adjointe à une directrice d'école*) から始まり、男女共学の学校（住民 400 人以下の村の学校）の担任教員 (*chargée d'une école mixte*)、幼稚園の担任教員 (*chargée d'une école maternelle ou enfantine*)、全課程を備えた小学校の担任教員 (*chargée une école primaire de plein exercice*) というように、段階を追って任命された。時には女性が男子校の助教員に任命されることもあるが、これは男性教員の姉妹か直系親族の場合のみであった。3 クラス以上ある学校、すなわち助教員が 2 人以上いる学校のトップは校長 (*directrice*) と呼ばれた。また病気や何等かの理由で休んだ教員のかわりの代用教員 (*suppléante*) もいた。幼稚園の教員と小学校の教員は等級も給料も同等とされ、また公立の教員と私立の教員は、給与の額以外⁽⁴⁵⁾は同じ免状を持ち、年齢や採用のための条件も同じであった。

4 女性教員の待遇、女性教員の数

女性教員は、どの程度の給与を得ることができたのだろうか？ ポール・ミマンドの記事は、給与についても詳しく説明する。教員の給与は、幼稚園と小学校、高等小学校、師範学校、職業学校で異なり、それぞれの助教員、正教員、校長などの役職別に決められ、さらに 1 等級から 5 等級に分かれていた。例えば、1903 年に幼稚園と小学校の教員の給与は 5 等級が 1,000 フラン、4 等級が 1,200 フランと少しずつ高くなっていき、5 等級が最大の 1,600 フランである。住居が与えられていない場合はこれに加えて住宅手当がつくが、これは赴任地の人口に比例して決められていた。例えばセーヌ県以外の県で住居なしの場合の女性小学校教員の給与の最大値は 2,600 フランである。ポール・ミマンドは「これは巨額であるとは言えません。この額が

(43) Talmeyr, op. cit., p.645.

(44) Delhome et al., op. cit., p.33.

(45) Mimande, op. cit., 21 juin 1903.

首都で 80,000 フランの金利に相当することを考えてください。同じような娘は『持参金のない』⁽⁴⁶⁾ つらい立場に分類されることを誰も否定しないからです」と述べている。

1891 年に、女性教員は等級に応じて年間 800 ～ 2,000 フランを支給されていて、1905 年には、⁽⁴⁷⁾ 1,100 ～ 2,200 フランになっている。一方 1907 年に男性教員の世帯収入は平均 2,230 フランであつた。⁽⁴⁸⁾ 男性の給料は家族全体の収入とみなされ、女性の給料は補助の収入という前提のも⁽⁴⁹⁾ とで決められていたので、女性の給料のほうが男性の給料よりも少なかった。しかし女性教員は独身を強いられていたので一例えぱラ・マンシュでは既婚の女性教員は 18.5% しかいなかった—彼女たちの状況は厳しかった。⁽⁵⁰⁾ 1903 年におけるパリの 883,871 世帯に対する収入調査によると、貧困層が平均 1,070 フランで 77.1%、中間層が 5,340 フランで 16.2% である。⁽⁵¹⁾ これと比較すると、女性教員の収入は貧困層世帯の平均よりは少し多いとしても中間層世帯の平均にはとうてい及ばない額であつた。

では女性教員はどのくらいいたのだろうか？ ルメストルによれば、1891 年現在パリ市には、県評議会の名簿に記載されて初等教員への任命を待っている 6,000 人がいて、さらに毎年平均 25 人が師範学校を卒業する。それに対して公立学校の空きポストは約 40 であつた。彼女たちは長い間待たされたあげく、あきらめて、寄宿学校 (pensionnat) か私学の講座 (cours)⁽⁵²⁾ に、あるいは家庭に就職することがよくあつた。⁽⁵³⁾ また上級免状を持っているのにもかかわらず、幼稚園の助教員にしかねないこともあつた。

タルメイは、教員になるには試補教員でも少なくとも基礎免状が必要であり、正教員になるにはさらに教育適性資格がいることが法律で決まっていた、また免状所持者があふれているのに、1896 年の内閣の報告書によれば、いかなる免状も持っていない教員が 2,734 人いて、それはとりわけ校長というタイトルに多いとして、疑問を投げかけている。彼は女性教員の数を公立・私立・修道会・世俗の学校を合わせて 89,665 人と見積もっている。また、1895 年に基礎免状保持者がセーヌ県には 4,000 人もいるのに、ノール県では 800 人、多くの県では 100 人にも満たず、オート＝ザルプの県では 39 人というように、数が大都市に偏っていると批判する。⁽⁵⁴⁾⁽⁵⁵⁾

(46) Ibid., 6 sept 1903.

(47) Delhome et al., *op. cit.*, p.35.

(48) Michèle Friang, *Femmes fin de siècle 1879-1914: Augusta Holmès et Aurélie Tidjani ou la gloire interdite*, Autrement, 1998, p.220.

(49) Garday, *op. cit.*, p.32.

(50) Delhome et al., *op. cit.*, p.115.

(51) Élisabeth Hausser, *Paris au jour le jour 1900-1919*, Les Editions de Minuit, 1968, p.134.

(52) Lemaistre, *op. cit.*, p.119.

(53) Talmeyr, *op.cit.*, p.635.

(54) これは、1881 年 6 月 16 日の法律に以下のような例外処置があつたからである。「1881 年 1 月現在で 1850 年 3 月 15 日の法律の定める資格をもって公・私学校の校長の職にあるもの、同じく 1881 年 1 月現在で 35 歳に達しかつ少なくとも 5 年間女性校長の職にあるもの、さらに同じく 1881 年現在で 35 歳に達しかつ少なくとも 5 年間教職にある公・私立学校の男女助教員等に対して、未登録のまま、免許状を下付することを認める」(梅根監修、前掲書、130 頁)。

(55) Talmeyr, *op. cit.*, pp.635-636.

ゴブレ法が制定された 1886 年の公教育省の統計によると、幼稚園を除いて 66,500 の公立小学校 (école primaire publique) と 13,255 の私立学校 (école libre) があり、公立小学校においては男女合わせて 96,578 人の教員が 95,106 の学級に配分された 4,443,632 人の生徒を教⁽⁵⁶⁾えていた。女性教員⁽⁵⁶⁾の数は、研究書によって、年代がまちまちであるうえに、公立だけのものと公立と私立の両方を数えているもの、幼稚園教員を含んでいるものといないもの、中等・高等教育の教授も数にいられているものなど、史料によって様々なので正確な数はわかりにくいのだが、セルジュ・ゼオンは、1910 年に、生徒数 500 万に対して女性教員数は約 60,000 人、男性教員数は 57,000 人として⁽⁵⁷⁾いる。

男子には男性教員が女子には女性教員が教えるという原則にもとづけば、半数が女性と考えられるが、実際は女性教員のほうが男性教員よりも多かった。初等教育の中に組み込まれた幼稚園教員は女性であり、さらに男子と女子と一緒に教えていた学校も多く、すでに述べたように、そういった共学校の教員も女性とされた。政府は 3 学級編成を推奨したが、3 学級を設けるのに十分な数の生徒がいるのは都市部の学校に限られ、大半の学校には教員がひとりしかいなかった。1887 年の統計によれば、世俗学校 (公立と私立) の 85% (44,323 校)、修道会経営学校 (私立) の 41% (7,462 校) が、1 学級しかない単級学校であ⁽⁵⁸⁾った。一般に、教職は女性の生まれながらの性質である「母性本能」に結びついているので女性にふさわしい職業であるとみなされていた。とりわけ、第三共和政になって学校課程に統合された「エコール・マテルネル」＝「母親代わりの学校」という名称を付された幼稚園と幼児学級の教員は母親の役割を果⁽⁵⁹⁾たすことのできる女性でなければならなかった。

5 女性教師のイメージと実態

1897 年の 4 月と 6 月に女性教師に関する本と論文が相次いで発表された。ひとつは雑誌や新聞の寄稿者で、自然主義の作家レオン・フラピエの小説『田舎の女性教師』であり、もうひとつはタルメイの論文「教える女性たち」である。フラピエの小説は女性教師に同情的であり、タルメイの論文は女性教師に批判的であるが、どちらも女性教師が苦境や不幸に陥っているという現状を伝えている。

タルメイの論文は、上級免状を取得してパリの公園で小躍りする若い娘の姿ではじまり、最後は、免状を持っているにもかかわらず、教師の給料が少なく住む場所も食べ物もないため、女性のための夜の避難所で 6 週間をすごし、結局は月 50 フランという召使なみの給料で住み込み⁽⁶⁰⁾の家庭教師になる娘の姿でしめくくる。タルメイは「女性教師という職業はもっとも危

(56) Lemaistre, *op. cit.*, p.175.

(57) Serge Zeons, *La Femme en 1900: Les années 1900 par la carte postal*, Larousse, 1994, p.36.

(58) 上垣、前掲書、166 頁。

(59) Mimande, *op. cit.*, 15 mars 1903.

(60) Talmeyr, *op. cit.*, pp.633, 654.

険なまやかし」であり、免状を持っているのにもかかわらず仕事がなく苦境に陥っている女性たちは、「大多数は底辺からやって来て、貪欲でうぬぼれている。モラルをかけており教育もない」と辛辣に批判する。また志願者が大都市にばかり集まり、地方では足らない状況になっているのは、「女性たちが天職としてではなく気まぐれに教師になったからである」とする。⁽⁶¹⁾タルメイは、フランス革命がフリー・メイソンの陰謀であるという説を唱え、ドレフュス大尉の再審に反対する、といった保守的な考えの持ち主なので、共和制政府が作った公立学校的女性教師に批判的なのは当然である。しかし 19 世紀末に、このような女性教師イメージが特殊で例外的なものというわけではなかった。

『田舎の女性教師』には、登場人物の一人カボン医師が、女性教師に対する世間の見方を話す場面がある。すなわち「女性教師は公務員としての任を負う事によって、女であることをやめる、彼女はいかなる敬意にも値しなくなる。博愛家、道德家、女性に対して最もギャラントで完璧であった男が、最も残酷な武器で、最も不実な方法で躊躇なく彼女を攻撃する。(…)女性教師に対しては、何をしても卑劣な行為にならない！(…)結局、女はもう私たちに媚をうらない、弱いふりをして私たちを当惑させない。もう面倒な礼儀正しさはいらない。(…)単なるありきたりの憐れみさえもいらない」⁽⁶³⁾。つまり、公立学校の教師は「女性」とはみなされず、礼儀正しく扱われる必要のない存在になってしまうと言っているのである。

パリの女性教師の社会的出自は、下級公務員、小商店主、会計士、教師、画家、保険会社員などのいわゆるプチブルジョワの娘であることが多く、一般に農民、労働者出身の男性教師の出自よりも少し上の階層であった。そのため、彼女たちが赴任地の住民たちとなじむのは男性教師よりも難しかった。男性教師が社会的上昇をめざして教職を選ぶのに対して、女性教師は家族の財政的な挫折やトラブルの後、やむを得ずその仕事に就いていた。女子師範学校は無償とはいえ、本代や制服などの支度を調えるのにおおよそ 450 フランが必要であり、途中で挫折した場合のリスクは大きかった。⁽⁶⁴⁾彼女たちはかなりの犠牲と覚悟をもって教師を目指していたはずである。さらに教師になるのに必要な免状を取得したとしても、国家が派遣している視学官や任命者である県知事に気に入られなければ、就職口を得るのは難しかった。一方、地方の村の女性教師が、小教区の信者として日曜のミサに行かないでいるのは難しかった。政府を怒らせたくないので無関心のふりをしながら、国家に雇われている教師としてではなく村の一人の女性として、私的な立場でミサに行く。タルメイの言葉を借りれば、「尊敬され過ぎない、無礼になり過ぎない、信仰心をもってはならないが品位を欠いてもいけない。冷静でいながら困惑した態度でいる。(…)女性教師は偽善を強いられおり、魂が安らぐ場をどこにも得ることができない」⁽⁶⁵⁾。

(61) Ibid., p.647.

(62) http://fr.wikipedia.org/wiki/Maurice_Talmeyr (2017 年 9 月 9 日)

(63) Frapié, *L'Institutrice de province*, p.51.

(64) Delhome et al., *op.cit.*, p.34.

(65) Talmeyr, *op. cit.*, p.647.

ルメストルは、公教育が整う以前の女性教師のイメージは、「やせて、不愛想、ぎすぎすした、とがった鼻、ぺちゃんこの身体、後ろに反った額にまかれた黒いヘアバンド、鼻の上の黒っぽい眼鏡」であったが、「今日ではすっかり変わった」と言う。⁽⁶⁶⁾第二帝政下の女性教師の出身階層では、女性の労働は財産がないためやむを得ず必要だからとみなされていた。第三共和政は教師を国家公務員にすることによって教職を権威あるものに引き上げたが、女子の公立小学校の普及が始まったばかりのころには、まだ伝統的な偏見から脱したわけではなかった。⁽⁶⁷⁾

6 フラピエ著『田舎の女性教師』とフランシスク・サルセイによる読者への呼びかけ

フラピエの処女小説『田舎の女性教師』は、エミュー・ゾラが出版をすすめる、女性教師であった妻の経験をもとに書かれた。ヒロインに軽薄な娘ではなく悲惨な境遇の女性教師を選んだことによって、評判を呼んだ。⁽⁶⁸⁾地方の小学校の女性教師の生活がいかに不幸で不安定であるかが強調されている。主人公の女性教師は純粹無垢で教師の仕事に志を持った勇敢な娘として描かれ、他方で、取り巻く男たちは彼女を食い物にしようとする。彼女自身は移動を求めているのにもかかわらず、フランスの四隅に5回転勤する。情熱をもって教育に臨もうとするが、悪意に巻き込まれ、昇進するどころか生活条件は悪くなり、最後は孤独のまま亡くなる。以下にこの小説を要約する。

主人公ルイズ・シャルドンは上級免状を取得した後、シャボワに助教員の職を得る。最初は、女性校長ラポワント夫人にその夫との関係を疑われ反感を受けるのだが、誤解が解けてからはよい関係になった。少し落ち着いてきたころ、父親のコネで他の町の正教員に任命される。その町の学校は地域の住民の意図に反して世俗化したばかりであったため、彼女は敵意や無関心と戦わなければならなかった。生徒たちは部屋に閉じこもり出てこない、視学官ヴォーパス氏は彼女が媚を売らなかったことに腹をたてて悪意のこもった報告書を作成する。それでも彼女は赤ん坊の世話をしたデュロン夫人の支持を得て、教育を立て直すことに成功した。新しい視学官ドゥサン氏は、彼女の資質に驚き、昇級させてテラニーに赴任させ給料も上がった。ところがドゥサン氏が失脚したため、ルイズも次の視学官ルコック氏によって降格させられ、再び別の場所に移動する。新しい赴任地では、ふさわしい衣服がなかったため、その土地の名士たちへの訪問をおこたり、恨みを買って、再び移動させられて、そこで6年間教える。彼女は生徒たちに学業修了試験を受けさせて親たちの好意を得ることを期待するが、すでに衰弱しきっており、長い間酷使した喉の炎症のため試験当日に大量出血し、試験に付き添うことができなかった。生徒たちはみな失敗する。彼女は村人たちに罵られ、たった1人で死んでしまう。

フラピエの本が出版された直後の5月2日、フランシスク・サルセイは、自身が主筆を務める『政治文学年報』誌に、この本の内容を紹介し、読者に対して女性教師の実態についての証

(66) Lemaistre, *op. cit.*, p.339.

(67) Delhome et al., *op. cit.*, p.23

(68) *Ibid.*, pp.35-36.

言を求めた。「教職を志している女性や女性教師がこの本を読み、(…) レオン・フラピエ氏が言っていることは本当かどうかを私に書いてくれたらありがたい」。⁽⁶⁹⁾ フランシスク・サルセイは、『ル・タン』や『ル・プチ・ジュール』などの、大新聞に寄稿している闘争的ジャーナリストであり、劇批評家としても知られていた。また、元高等師範学校の生徒であり、元教師でもあった。一方『政治文学年報』誌は、1883年創刊、定期購読者数6万人の雑誌であり、⁽⁷⁰⁾ 師範学校生徒や教職者の間に広く流布していた。

サルセイは、この物語を非情なものにしているのは、女性教師が孤独な状況に置かれていることであるとして、小説の主人公を「たった一つの星さえもない暗い夜に遭難した人」と形容し、保護者となるべき視学官は「すがりつくその手を傷つける輩でしかない」と述べる。また、この職業のもう一つの悲惨さは匿名の密告にあるとする。田舎の小さな村や町では、初等教育の視学官は度々女性教師の行動を非難する匿名の手紙を受けとり、それをその教師の関係資料に書き留める。⁽⁷¹⁾ 彼女はその被害を受ける。

しかしサルセイは、この物語が誇張されすぎていると思ったようである。「ヒロインにはあまりにもチャンスが少ない！ 吐き気を催すような住居しかない！ 醜悪な視学官にしか出くわさない!! 彼女はあらゆる資質を持ち、輝かしい天賦の才能で輝いているのにもかかわらず、誰一人魅了することができない。不当な悪評によって思いもよらず追い出される！ 私は全ての女性教師がこのような苦痛と残酷な困難に陥っているとは少し信じがたい」として、この小説に書かれているようなことは本当なのかと問いかける。

続く5月23日、サルセイは再び『田舎の女性教師』を取り上げ、前の記事に応えた読者の手紙を紹介し、「たくさんの手紙が集まり、そのうちのいくつかは真実の覚書であり、興味深い自叙伝だった」と述べる。ただ自分の運命に満足し、暖かい雰囲気の中かで楽しく幸福を味わっている人はわずか3人のみであり、全体としては悲観的な調子が支配的だった。次にサルセイは、フランスの教師を辞職した後、ドイツに行き、外国人にフランス語を教えるようになった一人の女性教師の手紙を紹介する。そこには、父親を失い生活費を稼がなければならなかったことで教師になったこと、赴任早々暗く湿気の多い地下の元ウサギ小屋だった部屋をあてがわれ、女性校長の家事をさせられたこと、女性校長に追い出され、自殺しようとまで考えたが、移動があり、物質的な面ではまずまずの生活ができるようになったこと、けれども、陰謀家や臆病者に取り囲まれている環境から抜け出たく、市長、司祭、ライバルの男性教師、視学官、金持ちの家主、県参事会員、初等教育視学官、下院議員、監視する人のなかで、たった一人であることに気づき恐怖を覚え、ドイツに出発したこと等が書かれていた。サルセイはこの女性教師が自殺をほのめかしていることに注意をうながし、さらに別の教師の「孤独にさいなまれ、この恐ろしい徒刑の生活から逃げ出すことを考えた。少しのクロロホルム！」という文章を付

(69) Francisque Sarcey, «NOTES DE LA SEMAINE: L'institutrice de province», *Les Annales politiques et littéraires*, 2 mai 1897, in Delhome et al., *op. cit.*, pp.86-89.

(70) Delhome et al., *op. cit.*, pp.83-84

(71) Sarcey, *op. cit.*, pp.87-88.

け加える。⁽⁷²⁾そしてサルセイは再び投稿を促すとともに、男性教師が女性教師の敵であるとしている手紙多かつたことにも驚き、今度は男性教師からの情報提供も募っている。⁽⁷³⁾

7 サルセイの呼びかけに答えた『政治文学年報』読者の証言

「フラピエの小説に書かれているようなことは本当に存在するのか？」というサルセイの問いかけに対して、多くの手紙が「それはまさしく現実だ」と証言した。ほとんどの手紙が女性教師の貧困に言及し、なかには「悲惨です」とまで述べているものもあった。⁽⁷⁴⁾例えばルシー・B という名の女性教師は、小説のヒロインであるルイズ・シャルドンと自身を重ねあわせ、ヒロインや登場人物の行動や心情を、まるで自分の経験のように説明する。女性教師の給料の少なさについて、修道女から世俗の教師に代わったことに対する子どもや親の悪意ある態度について、孤独について、村の有力者たちへの挨拶について、学業修了証の準備についてなど、フラピエの小説が提起しているほとんどすべての問題について自叙伝のように書いている。⁽⁷⁵⁾

小説のヒロインは、校長との軋轢や悪意の密告などによって5回転勤しているが、現実の女性教師たちも何度も移動させられていた。短い期間での移動の繰り返しは、出費が嵩む上に築き上げた生活や子供たちとの関係をやり直すことになり負担が大きい。教師たちは報告書をつくる視学官だけでなく、任命権を持つ知事、さらには知事を選ぶ有権者である住民の評価を常に気にせざるを得なかった。

女性教師が赴任先の住民に受け入れられるのを難しくしていた最大の原因は、彼女たちが世俗権力と修道会の争いの最先端に置かれていたことにあるだろう。村人たちは長い間親しんできた教会を中心とした村の秩序に割り込んできた世俗の教師に反発した。いくつもの手紙がそれに立ち向かうことを余儀なくされた公立小学校教師の被った苦境を訴えていた。司祭は世俗の学校に通っている子供の母親に対する告解を拒否し、死の床での最後の秘跡を授けない。あるいは修道女の学校に通っている子供たちにしか初聖体拝領を受けさせない。ある男性教師は、「対立しているのは、修道女と女性教師ではなく、神のいない学校の女性教師に反抗するように仕向ける町の司祭である」⁽⁷⁶⁾と述べている。

男子校より世俗化するのが遅れた女子校は、とりわけ困難が大きかった。例えば 1889 年に世俗の学校と修道会の学校が競合するヴァンデ地域では、修道女の学校に多くの生徒が集まり、世俗の学校には生徒が一人しかいない状況があり、女性教師は食料や日用品を売ってもらえなかった。またノール県でも、修道女から世俗の女性教師に代わることに不服な住民たちは、パンや牛乳、野菜の販売を拒否した。世俗の教師は「フリー・メイソン、ユダヤ人、盗人のおま

(72) Ibid., pp. 90-94.

(73) Ibid., p. 94.

(74) Delhome et al., *op. cit.*, p.135.

(75) Ibid., pp.105-112.

(76) Ibid., pp.114-136.

えたちの政府」と罵られた。これらの非難の被害を最も多く被ったのが女性教師だった。女性には選挙権がないので、彼女たちが選んだ政府ではないのにもかかわらず、甘んじて受けるしかなかった⁽⁷⁷⁾。

「男性教師は女性教師の敵」というテーマに関しても多くの証言が寄せられた。なかには、「最悪の敵は男性教師だ」と言う女性教師もいた。前述したルシー・Bは、そもそも男性教師と女性教師の立場は、同じように見えるが異なっているとして、次のように理由をあげる。まず男性教師は有権者であり、市長や村長の秘書や相談役であることが多い。宗教の面では、男性教師は教会の礼賛者であり司祭の友人である場合がある。男性教師は宿屋の娘や農民の娘と結婚してその土地の人間となる。しかし女性教師にはこのような利点はない。いくつもの手紙が、男性教師がその土地の女性と結婚したら、その妻が女性教師に嫉妬して敵になると証言している。男性教師と女性教師の立場の違いについても、例えばE・ドルヴェという男性教師は、男性教師の多くが役場の書記官として市長にもかかわっており、それに対して女性教師が不信任を持つことが不和の原因であるとする⁽⁷⁸⁾⁽⁷⁹⁾。

若く独身でよそ者という立場から女性教師たちは危険にさらされていた。サルセイに手紙を書いたほとんどすべての女性が、性的な攻撃と性関係を拒否されたことに復讐しようとする人から逃れるために移動を願い出ていた。男性たちは、「良い点数と昇進に飢えている」あるいは「目的を達成するためには男性教師や名士と寝る準備ができている」という架空の女性教師像を作り上げ、女性教師は不品行と非難する。売春婦あるいは同性愛の女と噂されることもあった⁽⁸⁰⁾。女性教師はこのような批判を避けるために、周囲とのつきあいを断たざるを得なかった⁽⁸¹⁾。人々は女性教師が偏狭な狂信と反動精神を持つと非難しながら、品行に関して修道女の美德を要求した。ある幼稚園の女性校長は自分たちを「世俗の愛徳修道女」に譬えている⁽⁸²⁾。

このように、読者からの証言のほとんどが女性教師の状況が厳しいことを明らかにするものであった。悲観的な手紙が多いことから、やはり実際に満足している人は少なかったのだろう。

1880年に成立した女子中等教育法（カミーユ・セー法）によって生まれたリセとコレージュの女性教授は、「世俗の修道女」でなければならなかったが⁽⁸³⁾、サルセイの呼びかけに答えた女性教師と男性教師の証言をたどると、初等教育の女性教師もまた「世俗の修道女」となるように求められたことがわかる。人々が女性教師に求めたのは、私生活においては処女であり学校においては母親である「聖母マリア」の姿、すなわち「世俗の聖女」であった⁽⁸⁴⁾。

(77) *Ibid.*, pp.117, 150.

(78) *Ibid.*, pp.122-123.

(79) *Ibid.*, p.125.

(80) *Ibid.*, p.170.

(81) *Ibid.*, p.145.

(82) *Ibid.*, p.143.

(83) 栖原、前掲論文、296頁。

(84) Delhome et al., *op. cit.*, pp.200, 201.

おわりに

公立小学校がフランス全土に行きわたり、少なくとも初等教育においては女子も男子と同等に教育を受けることができるようになった 19 世紀末、教師を志す女性たちが急増した。彼女たちの多くはプチブルジョワ階級に属していたが、家庭内の財政的な苦境から働くことを選択した。教師になるためには何度も試験を受け、厳しい競争を勝ち抜かなければならず、教師になってからも、上のランクの教師になるためにいくつもの難関を突破しなければならなかった。そのためには、試験に合格するだけでなく視学官をはじめとする彼女を取り巻く人々の評価を気にしなければならなかった。

ジョルジュ・レニャルが「女性教師ほど攻撃にさらされている職業はありません⁽⁸⁵⁾」と述べているように、女性が教師になることについては様々な議論があり反感も多かった。創設されたばかりの女子教育システムは複雑でわかりにくいうえ、改変も多く、よくわからないままに「教育の担い手が修道女から世俗の女性教師に変わる」という突然の変化にとまどい、不安を抱いた人も多かったのだろう。中産階級の女性の労働自体が「財産がないための必要に迫られてのもの」という考え方が根強く、新しい制度が導入され、法的には国家公務員になったといっても、女性教師に対する人々の評価やイメージは、階級落ちした落伍者という面が残っていた。政治的に共和政に反対する人からは、女性教師を敵の先兵として批判する意見があり、社会的に有利な立場を侵されることへの司祭たちの反発、あるいは同じ世俗の教師でありながら女性教師をライバル視する男性教師もいた。このように見ていくと、彼女たちの未来が明るいとはいえない。ところが女性教師志願者は増え続けた。これをどう解釈すべきだろうか。女子教育や女性の教職を紹介する本や雑誌記事は何か意味があったのだろうか？

女性教師を非難するタルメイの論文やフラピエの女性教師についての小説は、たしかに保守的な考えの人たちを、さらに女性教師から遠ざけたかもしれない。第一章であげた、女性誌『フェミナ』の「あなたの選ぶ職業は何ですか」という 1906 年に行われたアンケート結果では、教師の人気は小間使いよりも下の 11 番目⁽⁸⁶⁾でしかない。第一次世界大戦後の 1921 年においても保守的色彩の濃いレオン・ドーズ夫人は女性の職業全てを否定する本のなかで、「教師の職は女性にとって利点のあるものではない⁽⁸⁷⁾」と書いている。

しかし、ルメストルの『試験と学校に臨む娘たち』が出版された 1891 年には、女性教師という存在が人々に不安を与えるものであったとしても、この本が教職に対する人々の理解を深めるのに役立ったのは確かだろう。また、それより 10 年以上後に書かれたミマン⁽⁸⁸⁾の「女性のキャリアと職業」は、教職に就くことを「バラ色の未来」と表現しており、中流ブルジョワ女性たちの教職に対する偏見を払しょくするのに役立ったといえるのではないだろうか。

(85) Régnal, *op. cit.*, p.141.

(86) *Femina*, 15 fév. 1907.

(87) Mme Léon Daudet, *Comment élever nos filles*, A. Fayard, 1921, p.182.

(88) Mimande, *op. cit.*, 10 mai 1903

そして、フランシスク・サルセイの呼びかけに多くの女性たちが応じたように、女性教師たち自身が自分たちの問題を共有し声をあげ始めていた。19世紀・20世紀は世界的なフェミニズム運動の興隆が見られた時代である。ナポレオン民法の見直しが進み、女性たちは民事上の様々な権利を獲得しつつあった。フランスの教育改革は80年代に矢継ぎ早に法令が発布されたが、サルセイの記事が書かれた1897年5月にその内容と意図が広く浸透していたかといえ、それはまだ道半ばであった。女性教師たちの声が政府を動かし、さらに教育改革が進み教師の生活条件が改善されていったのは事実だろう。

この時代に困難にもめげず教師を志した女性たちは、歴史に名が残る活動家ではなかったかもしれないが、まさしく今日に繋がる女性のキャリアを切り開いたパイオニアであった。